

●給水装置工事申込の流れ

1. 給水装置工事申込書の提出
2. 加入金、設計審査手数料の納付等
3. 給水装置工事申込書の審査、承認
4. 工事への着工
5. 工事の監督・竣工
6. 工事検査手数料の納付
7. 給水装置工事検査申請書および完成届の提出
8. 工事検査
9. 量水器の設置
10. 水道及び下水道使用開始の手続き

1. 給水装置工事申込書の提出

提出の際の綴じ方は上から順に

- ① 給水装置工事申込書(第1号様式) ※記名押印必要
- ② 使用材料基準適合確認書(第3号様式)
- ③ 器具給水負荷単位計算表(参考様式)
- ④ 設計図(第4号様式) ※位置図・平面図を図示
- ⑤ 給水装置工事申請書類チェックリスト(第6号様式)

追加資料として

- ・ 土地使用承諾、支管分岐承諾が必要な場合 …… 同意書・誓約書(第2号様式)
- ・ 臨時用の工事用水の使用がある場合 …… 「臨時用水使用届(工事用水)」…別紙1
「臨時用水撤去届(工事用水)」…別紙2
- ・ 給水装置工事の所有者変更がある場合 …… 「給水装置所有者変更届」(第19号様式)
- ・ その他廿日市事務所が提出を求めた書類 …… 場合によって異なりますので協議してください。

2. 加入金、設計審査手数料の納付等

給水装置工事申込書を提出の際、廿日市事務所にて加入金と設計審査手数料の納付書を作成します。指定の金融機関で納付してください。

3. 給水装置工事申込書の審査、承認

金融機関で加入金、手数料の納付が完了すると、金融機関から廿日市事務所に入金の通知が届きます。申請書の審査後、廿日市事務所お客さまセンターにて納付の確認を行い、承認となります。

※お急ぎの場合は、FAXまたはメールにてお客さまセンターに直接、納付済みの納付書を送信してください。審査後、承認された申請書は、工事検査手数料の納付書とともにお客さまセンターでお渡します。この際、工事の施行に対して条件がついている場合があります。注意してください。

4. 工事への着工

必ず給水装置工事申込書の承認、条件の確認後に着手してください。

5. 工事の監督・竣工

給水装置工事主任技術者のもと、適正な管理を行ってください。

6. 工事検査手数料の納付

工事が竣工し、工事検査を受ける前までに必ず入金してください。

7. 給水装置工事検査申請書および完成届の提出

工事完了後(確定後)に作成してください。綴じ方は上から順に

- ① 給水装置工事検査申請書(第15号様式)
- ② 給水装置工事完成届(第17号様式)
- ③ 完成図(第5号様式) 2部 ※位置図・平面図を図示
- ④ 使用材料基準適合確認書(第3号様式)
- ⑤ 器具給水負荷単位計算表(参考様式)
- ⑥ 給水装置工事検査確認表(第16号様式)
- ⑦ その他、廿日市事務所から提出を求められた書類
- ⑧ 工事写真
- ⑨ 臨時の工事用水使用の場合は「臨時用水撤去届」を添付。

※ 道路占用許可書の確認について

道路掘削を伴う工事の場合、道路占用許可書(写しも可)を持参してください。

※ 工事写真について

水圧テスト、道路の掘削、舗装等、検査に必要な写真を撮影したものを添付してください。

※ 資料の不足について

検査申請書提出時に上記の資料が不足している場合、書類の受付ができません。注意してください。

竣工検査日は平日月曜日～金曜日の午後です。(祝日は除きます)

上記「給水装置工事検査申請書」の書類受付時に工事検査を受ける日を窓口で予約して下さい。

※書類不足がある場合は、検査前日までに必ず書類一式を提出してください。

8. 工事検査

検査の日時になったら現地へ行き検査を受けてください。

検査には給水装置工事主任技術者の立会が必要です。

量水器は当日検査員が現地へ持参します。

※大型の量水器、アパート・マンション等大量の量水器を設置する場合には、前もって協議の上渡すことができます。事前に相談してください。

9. 量水器の設置

量水器は給水装置工事主任技術者の方に設置してもらいます。必要な機械器具を持参してください。

10. 水道及び下水道使用開始届の手続き

新築の住居などで水道を使用される前には廿日市事務所への届出が必要です。

使用者の方には、お客さまセンターへ連絡して水道及び下水道使用開始届の手続きを済ませてから使用してもらうよう指導してください。

お問合わせ先

738-0033 廿日市市串戸五丁目10番15号

広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所 工務維持課 給水係 TEL(0829)32-5294 FAX(0829)31-2575
お客さまセンター TEL(0829)32-2286 FAX(0829)32-4252